自己資本の構成に関する開示事項

株式会社三井住友フィナンシャルグループ (連結)

(単位:百万円、%)

				(早位:	百万円、%)
国際様式の 該当番号	項目	平成28年 3月末	経過措置 による 不算入額	平成27年 3月末	経過措置 による 不算入額
普通株式等Tie	r1資本に係る基礎項目				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	7,351,752		6,909,010	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	3,095,202		3,095,225	
2	うち、利益剰余金の額	4,534,472		4,098,425	
1c	うち、自己株式の額(△)	175,381		175,261	
26	うち、社外流出予定額 (△)	102,541		109,379	
	うち、上記以外に該当するものの額	_		_	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	2,635		2,085	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金 の額	875,680	583,787	801,543	1,202,315
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持 分の額	164,550		153,863	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基 礎項目の額に算入されるものの額の合計額	48,257		70,451	
	うち、非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	48,257		70,451	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,442,875		7,936,954	
ー 普通株式等Tie	r1資本に係る調整項目	, ,		, ,	
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ラ	451,805	301,203	303,449	455,174
	イツに係るものを除く。)の額の合計額	ŕ	,	,	ŕ
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額 を含む。)の額	223,573	149,048	174,118	261,177
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシン グ・ライツに係るもの以外のものの額	228,232	152,154	129,330	193,996
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。) の額	1,282	855	2,003	3,004
11	繰延ヘッジ損益の額	34,278	22,852	Δ 11,477	Δ 17,216
12	適格引当金不足額	34,496	22,997	12,822	19,233
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する	30,051	20,034	18,683	28,025
	額				
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であ	5,089	3,392	2,597	3,896
	って自己資本に算入される額				
15	退職給付に係る資産の額	84,995	56,663	102,160	153,241
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるも	4,424	2,949	3,954	5,931
	のを除く。)の額				

19+20+21 特定項目に係る パーセント基準超過額	1	7	意図的に保有している他の金融機関等の普通株	-	_	_	_
19+20+21			式の額				
19	1	.8	少数出資金融機関等の普通株式の額	_	_	26,239	39,359
選手段のうち普通株式に該当するものに関 選するものの額	19+2	0+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_	_	_
連するものの額	1	9	うち、その他金融機関等に係る対象資本調	_	_	_	_
20 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものに限る。)に関 連するものの額			達手段のうち普通株式に該当するものに関				
シング・ライツに係るものに限る。)に関 連するものの額			連するものの額				
連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの	2	0	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ	_	_		_
21 うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの に限る。)に関連するものの額			シング・ライツに係るものに限る。)に関				
に限る。) に関連するものの額			連するものの額				
22 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - - - - 23 うち、その他金融機関等に係る対象資本調 - - - - 達手段のうち普通株式に該当するものに関 連するものの額 -	2	1	うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの	_	_	_	_
23 うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			に限る。)に関連するものの額				
24 達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	2	2	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	_	_
24 連するものの額 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものに限る。)に関 連するものの額 25 うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの に限る。)に関連するものの額 27 その他Tier1資本不足額	2	3	うち、その他金融機関等に係る対象資本調	_	_	_	_
24 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものに限る。)に関 連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの に限る。)に関連するものの額 25 うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの に限る。)に関連するものの額 27 その他Tier1資本不足額			達手段のうち普通株式に該当するものに関				
25 シング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 25 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 27 その他Tier1資本不足額 28 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 29 普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ))(ハ) 7,796,451 その他Tier1資本に係る基礎項目 31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及 びその内訳 30 31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額 300,000 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段に係る負債の額 300,000 - 手段の額			連するものの額				
25 連するものの額	2	4	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ	_	_	_	_
25 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 27 その他Tier1資本不足額 -			シング・ライツに係るものに限る。)に関				
に限る。)に関連するものの額			連するものの額				
27 その他Tier1資本不足額 -	2	5	うち、繰延税金資産(一時差異に係るもの	_	_	_	_
28 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ) 646,423 460,433 普通株式等Tier1資本 29 普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ))(ハ) 7,796,451 7,476,520 その他Tier1資本に係る基礎項目 31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及			に限る。)に関連するものの額				
普通株式等Tier1資本 29 普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ))(ハ) 7,796,451 7,476,520 その他Tier1資本に係る基礎項目 31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及	2	17	その他Tier1資本不足額	_		-	
29 普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ))(ハ) 7,796,451 7,476,520 その他Tier1資本に係る基礎項目 31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及	28		普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	646,423		460,433	
その他Tier1資本に係る基礎項目 31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及	普通株式	式等Tie	r1資本	•			
31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及	2	9	普通株式等Tier1資本の額 ((イ) - (ロ))(ハ)	7,796,451		7,476,520	
30 びその内訳 31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額 - - 32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 300,000 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 - -	その他】	「ier1資	本に係る基礎項目				
30 31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額 - - 32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 300,000 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達 - - 手段の額 - -		31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及	_		_	
30 32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 300,000 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額 - -			びその内訳				
32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額 300,000 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達 - - 手段の額 - -	20	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	_		_	
手段の額	30	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	300,000		_	
			特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達	_		_	
			手段の額				
34-35 その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の 183,267 182,251 182,251	34	-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の	183,267		182,251	
額			額				
33+35 適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1 961,997 1,124,296	33+35		適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1	961,997		1,124,296	
資本に係る基礎項目の額に含まれる額			資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
33 うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特 961,997 1,124,296	33		うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特	961,997		1,124,296	
別目的会社等の発行する資本調達手段の額			別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
35 うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行 – – – – – – – – – – – – – – – – – – –	3	5	うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行			_	
持株会社の特別目的会社等を除く。)の発			持株会社の特別目的会社等を除く。)の発				
行する資本調達手段の額			行する資本調達手段の額				

	(7) [24.24		00.505	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目	34,817		93,785	
	の額に算入されるものの額の合計額				
	うち、為替換算調整勘定の額	34,817		93,785	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,480,082		1,400,333	
	資本に係る調整項目		<u> </u>		
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	_		_	_
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他	_	-	_	-
	Tier1資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段	_	-	203	304
	の額				
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の	48,032	32,021	63,453	95,180
	額	100.007		004 771	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目	196,827		284,571	
	の額に算入されるものの額の合計額	2 121		2 22 1	
	うち、営業権相当額	2,431		3,834	
	うち、のれん相当額	130,432		205,514	
	うち、企業結合等により計上される無形固	32,430		37,580	
	定資産相当額				
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本	20,034		28,025	
	に相当する額				
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	11,498		9,616	
42	Tier2資本不足額	_		_	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	244,860		348,227	
その他Tier1賞	資本				
44	その他 $Tier1$ 資本の額 ((ニ) $-$ (ホ)) (へ)	1,235,221		1,052,105	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	9,031,672		8,528,626	
Tier2資本に依	系る基礎項目				
	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその	_		_	
	内訳				
46	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	_		_	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	655,064		374,988	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の	_		-	
	額				
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	42,036		39,348	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本	1,220,569		1,423,997	
	に係る基礎項目の額に含まれる額				
47	うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特	_		_	
	別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
49	うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行	1,220,569		1,423,997	
	持株会社の特別目的会社等を除く。)の発				
	行する資本調達手段の額		/		
<u> </u>					

50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金	78,017	64,776	
	Tier2算入額の合計額	10,011	/ 01,110	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	78,017	64,776	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	70,017	01,770	
500	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に	345,673	699,394	
	算入されるものの額の合計額	545,075	055,554	
	うち、その他有価証券の連結貸借対照表計	332,809	C70 F70	
		332,809	679,578	
	上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除			
	した額の45%相当額	10.000	10.010	
	うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳	12,863	19,816	
	簿価額の差額の45%相当額			
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,341,360	2,602,505	
Tier2資本に係	《る調整項目 			
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	_		_
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2	_		_
	資本調達手段の額			
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	_	- 4,043	6,065
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	75,000	50,000 50,023	75,034
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に	62,109	111,149	
	算入されるものの額の合計額			
	うち、旧告示第二条の算式における補完的	62,109	111,149	
	項目又は控除項目に該当する部分の額			
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	137,109	165,216	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額 ((チ) $-$ (リ)) (ヌ)	2,204,250	2,437,289	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ((ト)+(ヌ)) (ル)	11,235,923	10,965,916	
リスク・アセ	ット			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入さ	68,865	210,891	
	れるものの額の合計額			
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービ	31,824	32,434	
	シング・ライツに係るものを除く。)に係	,	/ 33,331	
	る額		/	
	うち、退職給付に係る資産に係る額	16,093	33,867	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達		64,835	
	手段に係る額		/ 01,000	
	うち、その他金融機関等のその他Tier1資	83	52,936	
	本調達手段に係る額	09	52,936	
	本調達于校に係る領 うち、その他金融機関等のTier2資本調達	10.150	17.001	
		16,156	17,981	
00	手段に係る額	00.011.001	00.100.001	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	66,011,621	66,136,801	

連結自己資ス			
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ)/(ヲ))	11.81%	11.30%
62	連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	13.68%	12.89%
63	連結総自己資本比率 ((ル)/(ヲ))	17.02%	16.58%
調整項目に依	系る参考事項		
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る	620,209	798,335
	調整項目不算入額		
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のう	522,466	477,320
	ち普通株式に係る調整項目不算入額		
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ラ	-	/
	イツに係るものに限る。)に係る調整項目不算		/ / /
	入額		
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)	9,700	5,285
	に係る調整項目不算入額		
Tier2資本に	係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項	•	•
76	一般貸倒引当金の額	78,017	64,776
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	88,359	84,065
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合	_	
	計額から事業法人等向けエクスポージャー及び		
	リテール向けエクスポージャーの期待損失額の		/ / /
	合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合		
	にあっては、零とする。)		
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	309,031	312,347
資本調達手段	段に係る経過措置に関する事項		
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	975,514	1,138,100
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1	_	
	資本調達手段に係る算入上限額を控除した額		/ /
	(当該額が零を下回る場合にあっては、零と		
	する。)		
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	1,220,569	1,423,997
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2	30,203	43,258
	資本調達手段に係る算入上限額を控除した額		/ /
	(当該額が零を下回る場合にあっては、零と		
	する。)		